



広島県報

定期
第98号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

広島県職員等表彰規程の一部を改正する訓令	人事室	一
告示	(原法規登載)	
海岸保全区域の指定	(漁港漁場整備室)	一
海岸保全区域の廃止	("	二
保安林予定森林	(治山室)	二
公共測量の実施	(土木総務室)	三
土砂災害警戒区域等の指定(二件)	(砂防室)	三
公告		
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	六
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	("	六
都市計画の変更の案	(都市企画室)	七
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	七
土地改良区の役員の退任	(芸北地域事務所)	七
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		七

広島県訓令第十七号

広島県職員等表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県職員等表彰規程の一部を改正する訓令

広島県職員等表彰規程(昭和二十五年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「職員」を「知事は、職員」に、「に」を「いずれかに」に、「より」を「基づき、広島県職員等表彰審査会(以下「審査会」という。)に付した上で」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第四条の見出し中「、麻」を「及び地方機関」に改め、同条中「本庁」を「知事は、本庁」に、「局を含む」を「企画調整局を含む。以下この条において同じ」に、「麻が」を「地方機関(広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第一条第三項の地方機関(同項第二号に掲げる機関を除く。)をいう。以下この条において同じ。)(が」に、「当り」を「当たり」に、「おさめ」を「収め」に、「麻の模範」を「地方機関の模範」に、「課」を「室」に、「附し」を「付した上で」に改める。

第五条第二項中「第三条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する事案に係る」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓

令

地 本
方 機
関 庁

告

示

広島県告示第千三十八号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成十八年十二月二十五日

広島県知事 藤田雄山

- 一 海岸名
安浦漁港海岸
- 二 地区海岸名
三津口地区海岸
- 三 地先海岸名
三津口地先海岸
- 四 区域
基点一から基点二までの各点を順次結んだ線、基点二から補助点二一の二、一一の一、一〇の一、九の一、八の一、五の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 五 点の位置(基点、補助点の標示角度は真北による。)
基準点 国土地理院三等三角点「深浦」(北緯三四度一六分五六秒四七六六、東経一二度四六分二二秒二〇七四)
基点一 基準点から二七二度の方向七九三メートルの点
基点二 基点一から一九〇度の方向七メートルの点
基点三 基点二から一四四度の方向四メートルの点
基点四 基点三から二四五度の方向一〇メートルの点
基点五 基点四から一五三度の方向八メートルの点
基点六 基点五から二四四度三六分五一秒の方向一〇メートルの点
基点七 基点六から二四四度三六分五二秒の方向一四メートルの点
基点八 基点七から二四四度三六分四三秒の方向一四メートルの点
基点九 基点八から一六一度の方向八メートルの点
基点一〇 基点九から二五一度の方向一四メートルの点
基点一一 基点一〇から二七二度の方向一三八メートルの点
基点一二 基点一一から二四五度の方向六メートルの点
補助点一の一 基点一から九〇度の方向四メートルの点
補助点三の一 基点三から九九度の方向三メートルの点
補助点五の一 基点五から一〇九度の方向五〇メートルの点
補助点八の一 基点八から九七度の方向六五メートルの点
補助点九の一 基点九から一一五度の方向八二メートルの点
補助点一〇の一 基点一〇から一六八度の方向五九メートルの点
補助点一一の一 基点一一から一七九度の方向五八メートルの点
補助点一二の一 基点一二から二二四度の方向一三メートルの点

広島県告示第千三十九号
海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。
平成十八年十二月二十五日
広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 海岸名
安浦漁港海岸
- 二 地区海岸名
三津口地区海岸
- 三 地先海岸名
三津口地先海岸

広島県告示第千四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。
平成十八年十二月二十五日
広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所
広島市安芸区阿戸町字香下田七二四、七二五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字香下田七二四・七二五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

相田七丁目五八 (五五九〇)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	相田七丁目五八 (五五九〇)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
相田七丁目六三 (二六三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	相田七丁目六三 (二六三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
相田七丁目六三 (二六二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	相田七丁目六三 (二六二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
相田七丁目六四 (五五八九)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	相田七丁目六四 (五五八九)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
相田七丁目六八 (四六〇二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	相田七丁目六八 (四六〇二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
相田七丁目四二 (五六四二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	相田七丁目四二 (五六四二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
相田七丁目二二 (四六〇二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	相田七丁目二二 (四六〇二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目二七 (八五)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目二七 (八五)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目二二 (八七)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目二二 (八七)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目二三 (五五五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目二三 (五五五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目一八 (五五五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目一八 (五五五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目二七 (五五五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目二七 (五五五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目二八 (三六九)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目二八 (三六九)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目三二 (八六)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目三二 (八六)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目三三 (五六二二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目三三 (五六二二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目三四 (五六二二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目三四 (五六二二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目三六 (四五一五)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目三六 (四五一五)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり

高取南町(八一 一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南町(八一 一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目四〇 (八一二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目四〇 (八一二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目三七 (四五二五)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目三七 (四五二五)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目三〇 (五五五〇)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目三〇 (五五五〇)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目三〇 (四五六)四五二六)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目三〇 (四五六)四五二六)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目五〇 (五五九四)三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目五〇 (五五九四)三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目五二 (五五九四)二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目五二 (五五九四)二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目一 (四三三二)一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目一 (四三三二)一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
長楽寺一丁目二 (四三三二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	長楽寺一丁目二 (四三三二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目七 (三六八)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目七 (三六八)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南二丁目七 (五五九四)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南二丁目七 (五五九四)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南三丁目四 (五六四〇)一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南三丁目四 (五六四〇)一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南三丁目三〇 (五六四〇)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南三丁目三〇 (五六四〇)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南三丁目三三 (四六〇三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南三丁目三三 (四六〇三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
高取南三丁目三三 (八四九)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	高取南三丁目三三 (八四九)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり

高取南三丁目九(八四九一)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高取南三丁目九(八四九一)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目二六(四六〇四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目二六(四六〇四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目二六(四六〇四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目二六(四六〇四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目二四(五六二二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目二四(五六二二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目一五(五六三三)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目一五(五六三三)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目一五(五五四九)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目一五(五五四九)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目一五(四五四四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目一五(四五四四)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目一(五六〇五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目一(五六〇五)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長楽寺二丁目二(四三二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長楽寺二丁目二(四三二)地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安川支川(九七七)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(九七七)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(三三〇)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(三三〇)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(九七八)a)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(九七八)a)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(九七八)b)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(九七八)b)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(九七八)c)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(九七八)c)地区	土石流	次の図のとおり
海田ヶ原川(三三二)地区	土石流	次の図のとおり	海田ヶ原川(三三二)地区	土石流	次の図のとおり
海田ヶ原川(三三一)地区	土石流	次の図のとおり	海田ヶ原川(三三一)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(三三二)a)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(三三二)a)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(三三二)b)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(三三二)b)地区	土石流	次の図のとおり

安川支川(三三二)c)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(三三二)c)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(三三二)d)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(三三二)d)地区	土石流	次の図のとおり
南高取川(三三三)地区	土石流	次の図のとおり	南高取川(三三三)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(三三四)a)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(三三四)a)地区	土石流	次の図のとおり
安川支川(三三四)b)地区	土石流	次の図のとおり	安川支川(三三四)b)地区	土石流	次の図のとおり
伴安川(三三五)地区	土石流	次の図のとおり	伴安川(三三五)地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人呉いくせい	西本 忠幸	広島県呉市中通一丁目一番三二号	この法人は、障害者に対して社会参加に関する事業を行い、障害者の自立に寄与することを目的とする。	平成一八年二月七日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ささなみ	代表者の氏名 宮地 廣	主たる事務所の所在地 広島県尾道市因島田熊町三九二番地二	定款に記載された目的 この法人は、精神障害者に対して、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。	定款変更の内容 特定非営利活動に係る事業の変更	申請のあった年月日 平成一八年一月一日
-------------------------------	----------------	---------------------------------	--	----------------------------	------------------------

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、庄原都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。
なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

庄原都市計画道路 三・四・一号 駅前新庄線

二 都市計画を変更する土地の区域

庄原市中本町一丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室
庄原市環境建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成十八年十二月二十五日から平成十九年一月十五日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事を完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三原市糸崎町二二七六番一、二四三六番一、二二七六番一地先里道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市寿町一丁目一番地

東中国菱重興産株式会社

代表取締役 岩下 憲悟

向原町土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年十二月二十五日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

(退 任 役 員)

職 名	氏 名	住 所
理事	有 岡 照 雄	安芸高田市向原町長田四二二

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第107号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年12月25日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6S0739	告示の日 (平成18年 12月25日) から3年間	回胴式遊技機	ヤスダ マシーナ マツ	株式会社ビルテック 代表取締役 中野 紳弘 (大阪府大阪市北区本庄 東一丁目1番10号)	左 同
6P1260	同 上	ぱちんこ遊技機	CRピツ クパソ 1R	株式会社大立 関山 敏男 代表取締役 関山 敏男 (愛知県名古屋市長区鳴 海町字天白47番地2)	左 同
6P1265	同 上	同 上	CRピツ クパソ 2R	同 上	左 同

GP1255	同上	同上	C R 超絶 合体 S R D. C W	株式会社サンセイアール アンドアイ 梅村 義孝 代表取締役 古屋 中区丸 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)	左 同
GP1194	同上	同上	C R A ス ピーション ゲーム レビュー	マルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫 (愛知県春日井市桃山町 一丁目127番地)	左 同
GP1264	同上	同上	C R 研ナ オコ・歌 は手宙を 救つ S	興村遊機株式会社 代表取締役 奥村 昌美 (愛知県名古屋市中区 鶴舞二丁目2番18号)	左 同
GS1127	同上	回胴式遊技 機	コーラル ドライブ コアキコ	株式会社アトム野 直也 代表取締役 原 東上野二 (東京都台東区東上野二 丁目20番1号)	左 同
GS1088	同上	同上	デジタル メスライ スリー	株式会社ロ子才 小宮 隆 代表取締役 豊島 袋三 (東京都豊島区東池袋三 丁目1番1号) サンシャイ ン60)	左 同